

地域密着型サービス事業予定者公募に関するQ&A

No.	質問	回答	備考
1	日常生活圏域について、公募対象の圏域以外での整備は可能か。	不可。	公募要項
2	対象となる日常生活圏域外に施設を建て、対象となる日常生活圏域の住民を対象に営業することは可能か。	不可。 対象となる日常生活圏域内(播磨町内)に施設を設置すること。	公募要項
3	受付期間中に、提出書類を差し替えても良いか。	受付期間中であれば差し替えは可能。	公募要項
4	(法人設立予定者のみ)応募申込の時点で法人設立登記が完了しておらず、登記事項証明書が発行できない場合はどうするのか。	設立登記の申請を行ったことが確認できる書類(申請書の写し、電子申請の受付完了画面を印刷したもの等)を提出し、登記が完了次第、速やかに登記事項証明書を追加で提出すること。	公募要項
5	基本計画図面等の中の平面図について、室別面積を別紙で添付することは可能か。	可能である。	公募要項
6	代表者、管理者、計画作成担当者等について、申請書類に記載した者を、開設時に別の者に変更することは可能か。	応募申込時点では、就任を予定している者を記載すること。選考では申請書類に記載された内容を評価することとなる。 開設までに別の者に変更する場合は、速やかに申し出ること。	様式3
7	代表者、管理者等の経歴については、学歴も記載が必要か。また、書き切れない場合は別紙での提出は可能か。	学歴の記載は不要である。職歴等、介護に関連するものを記載すること。様式内に収めることを基本とするが、やむを得ない場合は別紙での提出も可能である。	様式3
8	資金計画書の2(1)事業費内訳に関して、各事業費の積算根拠の添付は必要か。	積算根拠の添付は求めない。	様式5
9	資金計画書の2(2)財源内訳欄は、公的補助はないものとして作成するのか。	公的補助はないものとして作成すること。	様式5
10	建設(改修)予定地事前協議報告書について、どの範囲まで事前協議が必要か。	応募申込時点では、主に建築基準関連、開発許可関連、消防関連等を想定している。 特に、市街化調整区域の場合は、都市計画法上の規制があるので、十分確認すること。	様式8
11	市街化調整区域に施設・事業所の整備は可能か。	整備する場所やサービス対象とする利用者の範囲等について、東播磨県民局まちづくり建築課(播磨町都市計画課経由)との協議を要する。	様式8
12	地元説明対象住民(範囲)の指定はあるか。説明会(住民を集める)、戸別訪問など開催形式の指定はあるか。議事録や同意書等の提出も必要か。	地元説明は、範囲・開催形式に指定はない。程度や頻度は任意であるが、近隣住民に対して行うこと。議事録・同意書は、なくても構わない。	参考様式8の1
13	法人の設立から間がなく、収支決算書が無い場合はどうするのか。	提出せずともよい。申込時にその旨申し出ること。	
14	計画を進める中で出てくる質問はどのようにしたらよいか。	応募申込みにかかる質問は、書類不備による失格とならないように、事前に担当係に確認すること。	